

市場化テストの本格実施に向けて

2005 年 7 月 14 日
(社) 日本経済団体連合会
専務理事 立花 宏

1．市場化テストの意義

行政改革推進のための新たな手法であり、競争原理の導入により、官に緊張感を与え、官の事務・事業の BPR（業務改革）につながる

2．モデル事業の限界

現在行われている試行事業には、法的な枠組みが未整備なために問題がある。制度を本格導入した上で、必要に応じ改善を図るべき

3．市場化テスト法案の策定にあたっての最優先事項

(1) 法案の早期策定と関連予算等の早期検討

【スケジュール】

- ・ 7 月末の「中間取りまとめ」に法案骨子を盛り込み、9 月の本部決定へ

【内容】

- ・ すべての国の事務・事業を対象に、一定の手續に則って、官民が対等に競争入札を行うことを法的に担保する
- ・ 内閣主導の下、関連した規制改革、官業の情報開示を通じた競争条件のイノベーションを一体的に実現できる法的枠組み、第 3 者機関の設置を規定

【留意事項】

- ・ 市場化テストの来年度からの本格実施を最優先課題とする

(2) 権威ある強力な第三者機関の設置

- ・ 実施プロセスの監視に加え、官業の調査・査定と徹底した情報開示を行う機関
- ・ 民間有識者主体の構成と実務専門家等の充実

4．その他

(1) 独立行政法人、地方公共団体が行う事務・事業の市場化テスト推進

- ・ 先進的な地方公共団体の自発的取組みを可能とする環境整備

(2) 公務員の処遇のあり方の検討

- ・ 府省間を越えた配置転換の円滑化に向けた仕組みづくり
- ・ 意欲ある公務員の民間での活躍を可能とする関連制度の改正

以 上

2005年度日本経団連規制改革要望の概要

総論

2005年6月21日
(社)日本経済団体連合会

1. 市場化テストの本格導入に向けて

市場化テスト(官民競争入札制度)は、官が独占してきた公共サービスに初めて競争原理を導入するものであり、官業・官製市場改革の実現に向けて早期に本格的に導入することが重要。

モデル事業(注)の問題点

1. モデル事業の対象が法改正を伴わなくても可能な事業のみに限定された
2. 官民の競争入札を実施する仕組みが未整備であり、官が参加しない民のみの入札となった
3. 法制度に裏付けされた強力な権限を有する公正・中立な第三者機関が存在しないことから、官業の情報公開が不十分となるなど官主導の入札となった

(注)モデル事業

2005年度から、試行的にハローワーク関連、社会保険庁関連、行刑施設関係の8事業24箇所がモデル事業として実施されている。

市場化テスト法(仮称)案の策定にあたって
不可欠な事項

1. 市場化テスト法(仮称)の早期制定と関連予算の早期検討

- ・2005年度中の早期に法案を国会に提出
- ・2006年度本格実施に向けて、予算、定員策定プロセスとの連携を図る

2. 権威ある強力な第三者機関の設置

- ・官業の徹底した情報開示や、実施プロセスを監視する、民間有識者主体の権威ある強力な機関の設置

3. 独立行政法人、地方公共団体が行う事務・事業の対象化

- ・市場化テスト導入の義務付け(独立行政法人)
- ・市場化テスト導入に向けた統一指針の策定(地方公共団体)

4. 公務員の処遇の在り方の検討

- ・府省間を超えた配置転換の円滑化に向けた仕組みづくり
- ・意欲ある公務員が落札した民間事業者で活躍することを可能とする関連制度の改正

2. 規制改革・民間開放集中受付月間の制度改善

視点	現状の問題点	制度改善の方向
1. 横断的な視点からの検討	寄せられた要望ごとに関係省庁と折衝されるため、各府省に共通する課題の統一の見直しがなされない。	共通の視点から府省横断的にブレイクスルーを図る手法の導入を検討する。(手続きの簡素化、検査・検定、資格者等の必置規制など)
2. 積み残し課題に関する取り組み	政府としての方針が示される項目は、遅くとも翌年度中に実施するものであって、対応策が明確なものに限定されている。	短期間で調整が困難な規制改革要望を「重点継続検討事項」として公表し、規制改革・民間開放推進会議で集中的な検討を行う。
3. 「検討」とされた事項の実現性確保	関係府省から「全国規模で検討」との回答があったにもかかわらず、3か年計画に反映されない項目がある。	規制改革・民間開放推進会議の年末答申に、可能な限り、具体的方向性や内容等を詳述する。
4. 要望処理のプロセスの見直し	現在の処理プロセスの期間は、実質的に2ヵ月間と短く、提案者の負担が大きい。	多くの要望が集中する「あじさい月間」(6月)に関しては、政府方針の決定のタイミングを後倒しにするなど、弾力的な対応を行う必要がある。

3. 地方における規制改革の推進

【現状の問題点】

条例等に基づく「上乘せ、横出し」に代表される地方レベルの規制改革が一向に進展しない。

【改革の方向】

「規制改革なくして地方分権なし」という考え方にに基づき、国と地方が連携して改革を推進する。

→ 地方における規制改革を支援するための技術的助言の発出や地方6団体等との連携強化を図る。

・個別要望

2005年3月に、全会員企業・団体を対象に規制改革のニーズ調査を実施。
→関係委員会で回答を精査し、計247項目の要望を取りまとめた。

【ニーズ調査と規制改革要望の項目数の概要】

	2005年度	2004年度 (参考)
回答社・団体数	146	164
寄せられた要望数(重複分を含む)	812	922
規制改革要望として取りまとめた項目数	247	270
うち新規要望	121(49%)	150(56%)
うち重点要望	53(21%)	49(18%)

(カッコ内は構成比)

2004年度要望の実現 状況の評価

大幅な進展が得られた事項：
28項目(10%)

何らかの進展が得られた事項：
107項目(39%)

↓
要望全体の約5割で一定の
成果が得られた

【分野別項目数一覧】

分 野	項目数	(新規)	分 野	項目数	(新規)
雇用・労働	33	15	情報・通信	10	3
医療・介護・福祉	17	7	金融・保険・証券	39	25
企業年金	24	10	運輸	25	11
社会保険	5	1	エネルギー	14	9
流通	7	3	国際経済連携・通商	9	7
土地・住宅・都市再生・観光	26	14	農業	5	1
廃棄物・リサイクル/環境保全	10	2	その他	20	12
危険物・防災・保安	3	1	合計	247	121

個別要望の例

は新規要望

【雇用・労働分野】	
士業者派遣の解禁	P 5
○ ホワイトカラーエグゼンプション制度の早期導入	P 6
深夜の割増賃金規定の見直し	P 7
【医療・介護・福祉分野】	
レセプトの直接審査・支払に係る基準の見直し	P 8
【企業年金分野】	
厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金の過去勤務債務の一括償却	P 9
【社会保険分野】	
健康保険被保険者証(カード保険証)券面表示の見直し	P 10
【土地・住宅・都市再生・観光分野】	
○ 建設業許可要件の緩和	P 11
建築基準法におけるIHクッキングヒーターの取扱いの明確化	P 12
○ 住居系用途地域における共同住宅の付属駐車場の面積制限及び階数制限の緩和	P 13
【廃棄物・リサイクル/環境保全分野】	
SO _x を排出しない施設に関する公健法の申告手続に係る添付書類の簡素化	P 14
【情報・通信分野】	
○ 高速電力線搬送通信(PLC: Power Line Communication)の早期実用化	P 15
【金融・保険・証券分野】	
コミットメントライン契約適用対象先の拡大	P 16
【運輸分野】	
通関手続の簡素化・電子化の推進、書類提出窓口の一本化	P 17
【エネルギー分野】	
原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和等	P 18
【国際経済連携・通商分野】	
○ 外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入に係る在留資格の 早期整備	P 19
【その他分野】	
警備業法における「機械警備業務の一体化」の見直し	P 20

士業者派遣の解禁

【現状】

いわゆる士業(弁護士、公認会計士、税理士等)は、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行うことから、労働者派遣の対象とはならない、とされている。



【必要となる規制改革】

士業者の派遣を解禁すべきである。



【規制改革による効果】

- 企業において、弁護士や公認会計士等の専門家を短期間に限定して活用することが可能となる。

ホワイトカラーエグゼンプション制度の早期導入

【現状】

労働時間に関する規定の適用が除外されているのは、労働基準法第41条に定める、監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者などに限定されている。



【必要となる規制改革】

管理監督者に限らず、裁量性の高い労働者や一定水準以上の収入がある労働者などについても労働時間規制の適用除外とすべく、米国における「ホワイトカラーエグゼンプション制度」についての積極的な検討を行い、早期に結論を出し、速やかな導入を図るべきである。



【規制改革による効果】

- 職務の遂行手段や方法、時間配分を労働者の裁量に委ねることにより、労働時間にとらわれない自律的かつ自由な働き方が可能となる。

深夜の割増賃金規定の見直し

【現状】

使用者が、午後10時から午前5時まで(厚生労働大臣が必要であると認めた場合は、午後11時から午前6時まで)の間において労働させた場合、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。



【必要となる規制改革】

労働基準法第37条第3項の深夜の割増賃金の規定を削除し、就労時間帯に基づく賃金の割増支払をなくすべきである。



【規制改革による効果】

○ 企業にとって勤務態様の多様化が容易となり、経済のグローバル化や24時間化などにも柔軟な対応が可能となる。

レセプトの直接審査・支払に係る基準の見直し

【現状】

保険者によるレセプトの直接審査・支払について、医科・歯科レセプトが2002年12月に、調剤レセプトが2005年3月にそれぞれ解禁になっている。しかし、医科・歯科レセプトでは2005年6月6日現在、直接審査・支払の実施例が一件もない。

また、調剤レセプトについては、処方箋を発行した保険医療機関の事前同意が必要となっている。



【必要となる規制改革】

レセプトの直接審査・支払を実施する際の厚生労働大臣認可基準について、具体的に明示した指針もしくはガイドラインを作成し、実現可能な環境整備を図るべきである。

調剤レセプトにおける、処方箋を発行した保険医療機関の事前同意を要件から削除すべきである。



【規制改革による効果】

- 保険者機能の発揮により、国民医療費の増大を抑制することができる。

厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金の 過去勤務債務の一括償却

【現状】

企業年金制度における過去勤務債務の償却については、厚生年金基金及び確定給付企業年金では最短で3年間に要し、適格退職年金では最大で過去勤務債務の額の50%までの償却しか行うことができない。



【必要となる規制改革】

厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金の過去勤務債務の早期償却に向けて、一括償却を含めた弾力的な措置を認めるべきである。



【規制改革による効果】

- 企業年金における財政の健全化及び受給権保護が推進される。
- 制度の財政状況及び事業者の負担能力に応じて、弾力的な償却が可能となる。

健康保険被保険者証(カード保険証)の券面表示の見直し

【現状】

現在、IC カード保険証の発行は、省令により、一般被保険者が在籍する事業所について、記号(3桁)、名称、所在地の印字は、人事異動等で変更した場合、速やかに変更(保険証の差し替え)することとなっている。



【必要となる規制改革】

ICカード保険証の券面表示について、次の内容で印字することを可能とすべきである。

記 号:編入事業所の固有番号→全事業所の共通番号

名 称:編入事業所の固有名詞→〇〇健康保険組合加入事業所

所在地:編入事業所の所在地→〇〇健保所在地



【規制改革による効果】

○人事異動の都度更新する必要がなくなり、ICカード保険証の継続使用が可能となることで、再発行のコストが軽減できる。

建設業許可要件の緩和

【現状】

建設業の許可基準では、許可を受けようとする工事業種(28業種・注)ごとに、建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する「経營業務の管理責任者」を置くことが必要とされている。

法人の役員が経營業務の管理責任者になる場合、以下のいずれかに該当しなければならない。

許可を受けようとする建設業に関して、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者。

許可を受けようとする業種以外の建設業に関して、7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者。
(例えば、建設工事業の許可を申請する場合、土木工事業について7年以上の経験があれば、許可を得ることができる。)

なお、執行役員は、通達により、上記の の経験要件が7年以上とされている。

(注)28業種の例：土木工事業、建設工事業、大工工事業、左官工事業、電気工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業 など



【必要となる規制改革】

会社の役員(取締役)の、経験要件の年数を短縮すべきである。

執行役員としての経験も役員と同等の扱いとすべきである。



【規制改革による効果】

○当該規制は、執行役員制度の導入や経営刷新を行う際の障害となっている。経験年数要件の短縮により、大幅な経営改革を行う場合の事業活動への影響を小さくすることができる。

建築基準法におけるIHクッキングヒーターの取扱いの明確化

【現状】

地方自治体によっては、IHクッキングヒーターは「かまど、こんろ、その他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの」(建築基準法第28条第3項および第35条の2)に該当するとしている。

このため、換気設備を設けなければならない、また、壁及び天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない。



【必要となる規制改革】

IHクッキングヒーターをはじめとする電磁式調理器等には裸火がないことから、法28条3項および法35条の2は適用されないと解釈した上で、通達等を発布してその旨を明示すべきである。



【規制改革による効果】

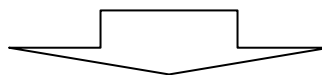
- 多様な換気の組合せ・内装プランニングが可能となる。
- 過剰な設備の導入を回避でき、省エネやCO2の削減につながる。

住居系用途地域における共同住宅の付属駐車場の面積制限 及び階数制限の緩和

【現状】

住居系用途地域における共同住宅の付属駐車場の面積は、建物規模および敷地規模にかかわらず、低層住居系では600㎡以下、中高層住居系では3000㎡以下に制限されている。また、階数も2階以下に制限されている。

共同住宅の規模が大きい場合、駐車場の設置率を低くする、敷地を細分化して利用する、延べ床面積に参入されない平面式駐車場を増やす等の対策がとられているが、(ア)居住者が必要とする駐車台数を確保できない、(イ)敷地の細分化が促進される、(ウ)敷地の大部分を平面式駐車場が占めるため緑地部分が減る、といった弊害が生じている。



【必要となる規制改革】

住居系用途地域における共同住宅の付属駐車場の面積制限及び階数制限を緩和すべきである。



【規制改革による効果】

○ 敷地の効率的な利用が可能となり、緑地面積等にしわ寄せすることなく、十分な駐車場台数を確保することができる。

SO_xを排出しない施設に関する公健法の申告手続に係る 添付書類の簡素化

【現状】

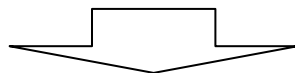
公健法により、基準日(1987年4月1日)において、一定基準のSO_xを排出するばい煙発生施設を設置していた事業者は、毎年度汚染負荷量賦課金を納付するにあたり、SO_x年間排出量を明らかにする書類を添付しなければならない。

その際、基準年度に対象となっていた施設が現在はSO_xを排出しない場合であっても、上記添付書類を作成しなければならない。



【必要となる規制改革】

基準年度当時にSO_x排出施設として対象となっていた施設のうち、現在はSO_xを排出しない施設については、SO_xを排出しなくなった旨届出することによって、翌年度以降の上記のSO_x年間排出量を証する書類の添付を不要とすべきである。



【規制改革による効果】

- 納付時の添付書類の簡素化により、企業の負担を軽減することができる。

高速電力線搬送通信(PLC:Power Line Communication)の早期実用化

【現状】

世界的に実用化が進みつつある、2MHz～30MHzの高周波数帯を使用した高速電力線搬送通信の実用化が認められていない。



【必要となる規制改革】

2MHz～30MHzの高周波数帯を用いる高速電力線搬送通信の実用化を早期に認めるべきである。



【規制改革による効果】

- パソコンをコンセントにつなぐだけでブロードバンド環境が実現できるため、早期のブロードバンドの普及や、デジタルデバイドの解消に大きく貢献する。

コミットメントライン契約適用対象先の拡大

【現状】

2001年6月に特定融資枠契約に関する法律が改正され、それまで商法特例上の大会社に限定されていたコミットメント契約の適用対象企業に、資本の額が3億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社等が加えられたが、資本金3億円以下の中小企業、地方公共団体等には認められていない。

(注)コミットメントライン契約：顧客と銀行が予め契約した期間・融資枠の範囲内で、顧客の請求に基づき、銀行が融資を実行することを約束(コミット)する契約



【必要となる規制改革】

コミットメントライン契約の適用対象先を拡大し、中小企業、地方公共団体、地方公社等とその範囲に含めるべきである。



【規制改革による効果】

- 中小企業等の資金繰りの安定化や効率化のニーズに対応することが可能となる。

通関手続の簡素化・電子化の推進、書類提出窓口の一本化

【現状】

輸出入申告手続を行う際、申告を受け付ける税関が地域ごとに指定されている。また、許可内容変更の届出を各地の税関ごとに行わなければならない。



【必要となる規制改革】

税関の地域による指定をなくし、電子通関を活用して国内のどこの税関にでも申告できるようにすべきである。また、同一法人が、複数の税関で通関業務を行う場合、主たる営業所が一括して税関に申告書を提出できるようにすべきである。



【規制改革による効果】

○主たる営業所が、一括して税関に申告書を提出することができるようになり、事務作業の効率化を図ることが可能となる。

原子力発電所の設備利用率に関する規制の緩和等

【現状】

発電用原子炉及びその付属設備は、13ヵ月を超えない時期に定期検査と定期事業者検査にかかる安全管理審査を受検しなければならない。

上記検査のうち経済産業省の官庁立会検査は、休日及び夜間の受検ができず、検査待ち期間が発生している。

供用中の原子炉においては、原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の両方を受検する必要があり、お互いの検査で内容が重複する部分がある。

【必要となる規制改革】

原子炉及びその付属施設の定期検査及び定期事業者検査の安全管理審査の間隔を2年程度に延長すべきである。

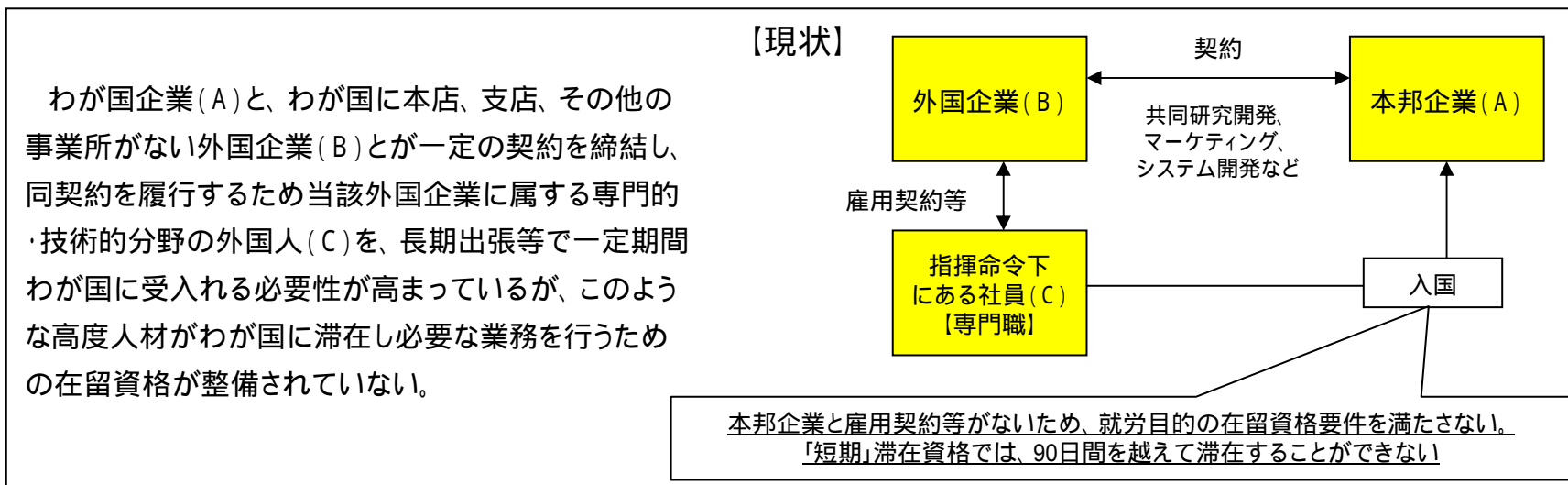
官庁立会い検査における検査待ち時間の発生を回避すべきである。

定期検査と保安検査の一元化を図るなどの重複排除を行うべきである。

【規制改革による効果】

発電過程でCO₂を発生しない原子力の設備利用率を向上させ、最大限に活用することで、地球温暖化対策へ貢献できる。

外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備



【必要となる規制改革】

高度人材の在留資格を整備すべきである。その際、事業活動の実態を反映した現実的かつ柔軟な要件設定を行い、わが国企業、外国企業ともに過度な負担を課すことのないようにすべきであり、在留期間について極力長期なものとするべきである。

【規制改革による効果】

- 共同研究・開発、マーケティングやシステム開発のアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力や事業再編等に対応できる。
- わが国企業の国際競争力が強化される。

警備業法における「機械警備業務の一体化」の見直し

【現状】

機械警備業務は、対象施設からの情報を受信し、指令、通報等を行う業務(以下「監視業務」と指令を受けて現場に赴き、必要な警備措置を行う業務(以下「警備業務」とに分けられるが、警備業法では、監視業務と警備業務を一体として行わなければならないことが義務付けられている。



【必要となる規制改革】

機械警備業務における監視業務のみを行うことを、警備業として認めるべきである。



【規制改革による効果】

- 個人情報保護法の施行などを背景に、監視システムの高度化が要求されている中、映像監視や入退室管理などを統合したセキュリティーシステムへのニーズに対応できる。

2005 年度日本経団連規制改革要望
- 規制改革・民間開放の一層の推進による経済活性化を求める -

2005 年 6 月 21 日
(社)日本経済団体連合会

企業の体質強化に向けた不断の努力や構造改革の進展により、日本経済は概ね民需を中心に回復基調を辿っている。経済の持続的な成長をより確かなものとしていくためには、経済活力の源泉である企業の活動や、民間の創意工夫の発揮を制約している様々な規制を徹底的に排除するとともに、「民間でできることは国が行わない」との考え方に立ち、公共サービスについて積極的な民間開放を行なうことが不可欠である。政府は、一層の規制改革・民間開放の推進により、わが国の経済の活力と競争力の強化を図るべきである。

1. 市場化テストの本格導入に向けて

市場化テスト（官民競争入札制度）は、「官」が独占してきた公共サービスに初めて本格的な競争原理を導入するものであり、官業・官製市場改革のための重要な制度である。

市場化テストの本格導入の実現により、官に緊張感を与え、官が行っている公共サービスの必要性や効率性を不断に見直していく新たなメカニズムが確立されることとなる。その結果、公共サービスの質の向上、公共サービスのコスト削減、新たなビジネスチャンスの拡大が可能となり、スリムで効率的な政府の実現につながる。

日本経団連では、かねてより、市場化テストの早期本格導入に向けた環境整備を求めてきた。こうした要望も踏まえ、政府は、2005 年 3 月、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」（以下、3 か年計画）を閣議決定し、市場化テストの本格導入に向けた基本方針等を決定するとともに、今年度からモデル事業（3 分野 8 事業 24 箇所）を実施している。

しかし、現状では、民間事業者等からの提案をもとに、第三者機関による監視の下で、可能な限り幅広い公共サービスを市場化テストの対象として選定していく手続き、包括的な民間開放を可能・容易にする規制改革、官民間の競争条件の均一化措置、公共サービスに関する徹底的な情報開示、などを実現する強固な法的枠組みは未だ整備されていない。

そのため、モデル事業の対象が、法改正を伴わなくても実施可能な事業等、民間の事業提案に比べて限定されたものに止まったこと、官民の競争入札を実施する仕組みが未整備であり、官が参加しない民のみの入札となったこと、

法制度に裏づけされた強力な権限を有する公正・中立な第三者機関が存在しないこともあり、公共サービスに関するコスト等の情報公開が不十分となるな

ど官主導の入札となったこと、等の課題が明らかになっている。

2006 年度からの本格導入を行うためには、早期に強固な法的枠組みを整備していく必要がある。法案の策定にあたっては、主に以下の 4 つの点を踏まえ、効率的でより良い公共サービスが合理的な価格で提供され、競争原理の導入によって不断の改革が実現していく制度とすべきである。

(1) 市場化テスト法 (仮称) の早期制定と関連予算の早期検討

市場化テストの導入にあたっては、予算や、定員策定プロセスとの連携が不可欠であり、予算や定員の要求から査定に至るプロセスと密接に連携し、効率的な行政の実現を目指すべきである。

こうした観点から、2005 年度中の早期に「公共サービス効率化法 (市場化テスト法) 案」 (仮称) (以下「市場化テスト法」) を策定して、国会に提出するとともに、2006 年度予算の概算要求の段階から、市場化テストの本格導入を視野に入れた検討を行う必要がある。

法律案は、官でなければ当該事業を実施できないとしている個別法の見直しなど関連する規制改革や、徹底した官業の情報開示等による官民間の競争条件均一化措置を、包括的かつ一体的に実現するものとしていくべきである。また、不要な公共サービスの廃止、民営化、民間譲渡等を含めた幅広い民間開放につながるような制度とすることが望ましい。

(2) 権威ある強力な第三者機関の設置

市場化テスト法に基づく制度においては、入札対象となる事務・事業は民間の提案が基本となることから、民間にとって提案が行いやすく、透明・中立・公正な競争条件が確保される必要がある。そのため、コストを含めた官業の業務・資産等の調査・査定と徹底した情報開示、実施プロセスの監視等を行う中立で高度な専門知識を有する第三者機関を設置することが不可欠である。

この第三者機関においては、官民競争入札が単なる価格競争に陥ることのないよう、事務・事業の効率化や質的な面からの評価など複雑かつ専門的な実務を担うとともに、経営マインドなどが求められることから、官主体とすることは適当でなく、民間人を主体とする独立した強力な権限を有する権威ある機関とし、弁護士や公認会計士等の実務専門家も積極的に登用すべきである。なお、利益相反を避ける観点から、第三者機関のメンバーが入札や監視対象となる事務・事業と密接な関係を有する事案を検討する場合は、当該案件には関わらないことを明確に定めるなど、弊害防止措置を講じていく必要がある。

(3) 独立行政法人、地方公共団体が行う事務・事業の対象化

独立行政法人は、国等が行う事務・事業の執行部門を別法人化した組織であることから、その業務は官業そのものであり、市場化テストの対象としていく

ことが欠かせない。行政改革推進本部に置かれている独立行政法人に関する有識者会議と密接な連携を図りつつ、各中期目標期間の終了時を中心に市場化テストを必ず導入していくべきである。

また、民間に開放すべき事務・事業は、住民に身近な公共サービスを提供している地方公共団体に多く存在しているだけでなく、現在、地方公共団体においては事務・事業の効率化への取り組みが求められている。国等への制度導入と歩調を合わせる形で、市場化テスト導入に向けた地方公共団体向けの統一指針を策定すると同時に、制度の導入を阻害する法令の改正等を行う必要がある。

(4) 公務員の処遇の在り方の検討

今後検討を要すべき重要な課題は、民間事業者が事務・事業を落札した場合の公務員の処遇である。その検討にあたっては、府省間を超えた配置転換を円滑化していくための仕組み作りや、公務員の新たなキャリアアップの途を開くため、意欲のある公務員が落札した民間事業者で活躍することを可能とする関連制度の改正などが求められる。

2. 規制改革・民間開放集中受付月間の制度改善

毎年2回(2004年度は6月、10月・11月に実施)、全国規模での規制改革要望を集中的に受け付ける制度が導入されてから既に2年が経過し、この間、広く民間から提案を募り、規制改革を進める仕組みが定着したことは高く評価できる。

ただし、現行のスキームは、政府として対応方針を決定する項目が、比較的短期間の間に措置等がなされるものに限定されている、提案の処理サイクルが実質的に2ヵ月程度と短く、関係府省の回答に対する反論の機会も十分でないなど、提案者にとって使い勝手の良いものではない面もある。

集中受付月間のスキームについては、3か年計画でも常に検証・評価を行い、適宜、その運用・手法等のより一層の充実を図るとされていることから、以下に指摘する諸点を踏まえ、制度の不断の改善を図っていくことが求められる。

(1) 個別要望の検討に際し留意すべき事項

横断的な視点からの検討

民間事業者等から寄せられた要望は、関係府省ごとに振り分けられ、個別に折衝が行なわれるが、手続きの簡素化、検査・検定、資格者等の必置規制、法令解釈の明確化、法令等の運用の改善など、共通の視点から府省横断的にブレイクスルーを図る手法の採用を検討する必要がある。

積み残し課題解決のための取組み

規制改革・民間開放推進本部の決定を経て、政府としての対応方針が示される項目は、遅くとも翌年度中に実施するものであって、対応策が明確であるものに限定されている。本部決定の対象とはならないが、政府として検討等を行うとされた項目は、3か年計画に掲載されるものの、短期間で実現を図ることが困難な要望については、積み残し課題とされるケースが少なくない。また、事実誤認や税の減免等に関するものを除く要望の多くは「対応不可」とされているのが現状である。

そこで、現行の措置の分類(以下の注参照)で、「b：全国規模で検討」及び「c：全国規模で対応不可」とされたもののうち、「構造改革特区に関する有識者会議」の取組みを参考に、規制改革・民間開放推進会議(以下、推進会議)において、特に重要と判断したものについて、例えば「重点継続検討事項」として公表するとともに、集中的な検討を行うことも考えられる。

(注) 現行の措置分類

a：全国規模で対応	d：現行制度下で対応可能
b：全国規模で検討	e：事実誤認
c：全国規模で対応不可	f：税の減免等に関するもの

政府として「検討」するとされた事項の実現性確保

関係府省との折衝において「b：全国規模で検討」との回答があったにもかかわらず、3か年計画に反映されない項目がある。また、3か年計画に掲載されたとしても具体的な記述がなく、政府としての対応が曖昧なケースもある。こうした事態を改善するため、毎年末、推進会議が取りまとめる答申に、可能な限り検討の具体的な方向性や内容等を詳述していくことが求められる。

(2) 要望処理のプロセスの見直し

毎年2回の提案募集を行い、構造改革特区推進室と連携しながらスピード感ある規制改革を実現していくために、短期間での成果を目指す現在の取組み方針は基本的に評価できる。しかし、政府の対応方針決定まで、実質的に2ヵ月間という処理プロセスの期間は、全国規模での規制改革を検討する上で、やや無理のある設定となっている。少なくとも、多くの要望が集中する「あじさい月間」に関する政府決定については、政府方針決定に至るまでの期間について特区との時間的な違いを設けるなど、弾力的な対応を行っていく必要がある。

3．地方等における規制改革推進のための課題

(1) 地方公共団体における規制改革の推進

国レベルの規制改革は、これまでの政府の取組みにより、一定の成果を上げているが、例えば、大規模小売店舗立地法に係る届出を行う際、法律には定められていない事前協議を求めるなど、条例等に基づく「上乘せ、横出し」に代表される地方レベルの規制改革は一向に進展していない。細部に宿る規制を見直していくためには、「規制改革なくして地方分権なし」との考え方にに基づき、国と地方が連携して規制改革を推進していく一体的な取組みが不可欠である。

国の法令等に基づく地方公共団体における規制のうち、全国的な規制改革を一層推進する観点から必要と判断される事項については、国が地方における規制改革を支援するための技術的助言等を行うなど、地方公共団体に対し積極的に規制改革に取り組むよう要請を強めるとともに、その徹底を図る観点から、定期的にフォローアップを行う必要がある。

また、推進会議として、地方六団体等と密接な連携を図り、地方における規制改革の推進を図るため定期的な意見交換の場を設けることも重要である。

(2) 3か年計画に対するフォローアップの充実

3か年計画に記載された事項に関しては、事項名、措置内容ごとに実施時期、講ぜられた措置の概要等が事後的にフォローされる仕組みとなっている。しかし、「措置済み」とされた事項でも事業者として使い勝手の悪いものや、「検討」とされた事項であってもその内容が不十分であるものなど、十分な成果を上げていないケースが散見される。こうした事項については、規制改革・民間開放推進会議において、定期的にヒアリングを含めた検討を行うなど、3か年計画の実効性を向上させていく取組みを検討することが望まれる。

おわりに

構造改革の重要な柱である規制改革・民間開放の推進は、日頃のビジネス活動を通じた民間事業者等のニーズに基づく提案によって支えられている。日本経団連では、例年11月に取りまとめていた規制改革要望を今年度から6月に前倒しし、年2回、実施される集中受付月間のスキームを有効に活用しながら、個別の要望の実現に向けて、最大限の働きかけを行っていくこととする。

以下に掲げる提案について、政府は真摯に対応し、新規要望はもとより、継続要望とされている積み残し課題の早期実現に取り組まれることを望む。

以 上